

平成28年度 病児・病後児保育事業登録申込のご案内

2月15日(月)より、平成28年度病児・病後児保育事業登録申込の受付を開始します。
病児保育室「こぐまクラブ」を利用するには、**事前登録**が必要です。



利用手続き



※登録用紙については、役場の他、各保育所、平山こどもクリニックに常備しています。

詳しくは、

健康福祉課 児童係

☎64-1120

(健康福祉課直通)

病児保育室「こぐまクラブ」

☎52-8667

病児保育とは

入院を必要としない程度の病状で、急性期〜回復期にあたり、家庭や集団での保育が困難なお子様を一時的にお預かりする事業です。

※医師により受入が不可能と判断された場合には利用できない場合があります。

対象

下記のいずれにもあてはまる子ども

①湯浅町・有田川町・広川町に住所を有していること

②生後6ヶ月から小学3年生まで

③保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等社会的な理由により、家庭での保育が困難な状況であること

※3町外に住所を有している児童も、受入状況に空きがあり、実施施設の長が受入可能と判断した場合のみ、町外階層の利用料で利用することができます。

対象となる病気

①風邪、下痢(腸炎)等、子どもが日常的にかかる疾患

(脱水症状はないが、保育所等に連れていけないとき)

②インフルエンザ、おたふくかぜ、水痘等の伝染性疾患(麻疹を除く)

(急性期は過ぎ全身状態は安定しているが、出席停止期間で保育所等へ行けないとき)

③喘息等の慢性疾患

(呼吸困難は強くないが、保育所等には連れて行けないとき)

④骨折、熱傷等の外傷性疾患

(症状が固定しても、保育所等には連れて行けないとき)



利用料金

世帯の課税状況によります。

階層	世帯区分	利用料
A階層	3町内の生活保護世帯	無料
B階層	3町内の前年度分の市町村民税非課税世帯	1日1,000円(半日 500円)
C階層	3町内のA階層・B階層を除く世帯	1日2,000円(半日1,000円)
町外	3町以外に住所を有する児童	1日4,000円(半日2,000円)

利用時間

8時30分から17時30分まで

(土曜・日曜・祝日、その他平山こどもクリニックの休診日はお休みです。)